

監査公表第 10 号（平成 29 年 5 月 12 日、県公報第 3891 号登載）
本庁定期監査結果に基づく措置通知（平成 28 年度）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した本庁定期監査結果の報告（平成 28 年 11 月 14 日 28 監総第 509 号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 29 年 5 月 12 日

福岡県監査委員	山 下 芳 郎
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	岩 元 一 儀

28行経第2452号
平成29年3月31日

福岡県監査委員 山下 郎 殿
同 伊藤 龍峰 殿
同 行正 晴實 殿
同 岩元 一儀 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成28年11月14日28監総第509号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部 障害者福祉課	前年度に引き続き、補助金の額の確定を行っていないかった。	執行状況管理表を再精査して一覧表から事業単位のカード式に作り替えた。 管理方法についても、紙管理に変更して決裁に関する全職員で確認、決裁後、課長補佐が集約管理することで、視認性及び管理体制を厳格にし、再発防止に万全を期す。
商工部 新産業振興課	行政財産使用料において、調定が遅延していた。	定例的な調定事務については、適正な調定時期を明文化した定例調定リストを作成し、所属で共有することで業務管理の徹底を図る。

注意事項

所管部局名	監査の結果	講じた措置の内容
企画・地域振興部	庁舎等貸付料において、調定が遅延していた。	事務処理の時期を確認するチェックリストを作成し、担当者及び管理職員が活用することにより適正な調定を行う。
保健医療介護部	県有財産使用貸借契約において、暴力団排除条項の内容が、改正された「暴力団排除強化に係る内容」となっていなかった。	契約の相手方と協議を行い、9月21日付で変更契約締結済。 課で契約書を作成している契約の一覧表を作成し、管理していくことにより、内容に改正が必要な場合は的確に対応する。
福祉労働部	前年度に引き続き、補助金の収入において、調定日を誤っていた。	補助金等の収入を受け入れる際に確認すべき事項を定めたチェックシートを見直すことにより、調定日の確認を徹底する。 また、監査結果を周知するための所属研修を新たに実施することにより再発防止を図る。
福祉労働部	前年度に引き続き、委託契約書に必要な事項を記載していなかった。	執行中の平成28年度契約分から、仕様を明確化した変更契約を締結し、来年度以降の契約についても、適正な仕様書の作成に努めるとともに、所属職員に対して監査指導事項の周知徹底を行う。 また、会計事務チェックシートに仕様書の内容に係るチェック項目を追加し、起案決裁時に決裁に係る全職員で確認を徹底する。
商工部	委託契約において、委託料の減額精算を行っていなかった。	同一業者と同時期に複数の業務委託契約を締結していたため、減額精算の対象となる契約を誤ったものの。 減額精算条項を設けた契約を行う際は、事前決裁の起案文書や支出

		<p>負担行為決議書に減額精算が必要な旨を特記することとし、确实かつ適正な精算が行われるよう努める。</p>
<p>商工部</p>	<p>小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金において、収入未済額が、徴収努力により前年度に比べて減少しているものの、多額である。</p>	<p>事業継続中の延滞先に対しては、事業所訪問や組合及び組合員の決算書の徴求により定期的に経営状況を把握し、経営の安定化と償還指導により増額交渉に努めている。</p> <p>また、事業を休廃止している延滞先に対しては、連帯保証人の所得や資産調査を継続し、担保物件の処分や連帯保証人への督促等により延滞債権の回収に努めている。</p> <p>こうした取り組みの結果、28年度は、これまで償還のなかった延滞先1先について、不定期に月60千円償還することとなった。</p> <p>引き続き債権の回収及び増額交渉に努めていくとともに、回収困難な債権については徴収停止措置や不納欠損処理等の整理を迅速に進めていく。</p> <p>延滞先への債権回収に向けた取り組みに加え、中小機構のアドバイザー派遣事業の活用、返済条件の変更への対応等により貸付先への支援を行い、新たな延滞債権の発生防止に向けて一層努力していく。</p>